

## 第3章 高齢者虐待の防止と養護者支援

### 1. 再発・未然防止対策

高齢者虐待を防止していくためには、これまで述べてきた早期発見・対応が大切であるとともに、虐待の未然防止や再発防止対策も大変重要です。

#### (1) 養護者等介護者への支援

##### ア 介護者相談の随時受付・心のケアの実施

地域包括支援センター及び高齢者相談センターなどで医療や健康、介護や福祉に関する相談を随時受け付けています。また、定期的に要援護高齢者家庭を訪問し、介護者的心のケアを実施しています。

##### (地域包括支援センター)

神栖市地域包括支援センター 0299-91-1701

地域包括支援センター済生会かみす 0299-95-9500

地域包括支援センターみのり 0479-21-6467

##### (高齢者相談センター)

神栖ケアサポートセンター 0299-91-1015

神栖市社会福祉協議会波崎支所 0479-48-0294

#### イ 認知症高齢者家族への「かみすやすらぎさん（やすらぎ支援員）」の派遣

神栖市では、認知症高齢者とその家族を支援することを目的に、認知症の講習を修了した「かみすやすらぎさん」というボランティアを派遣しています。「かみすやすらぎさん」は、認知症高齢者に対する直接的な介護はしませんが、自宅に訪問したり、交流会を開催するなどして、見守りや話相手、介護をしているご家族の心のケアなどを行っています。詳しくは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

#### ウ 家族介護教室の開催

適切な介護方法を学ぶことや認知症について正しく理解することは、介護する家族にとって介護負担や精神的負担の大きな軽減に繋がりますので、できるだけ、介護者家族の身近なところで開催しています。

神栖市では、各地域包括支援センターが不定期で教室を開催しています。

県が設置する「介護実習・普及センター」においても、家族介護教室等を実施しています。（資料編P50 参照）

#### エ 介護者交流集会、リフレッシュ事業等への参加勧奨

虐待を防止するためには、家族の介護ストレスを軽減することも大切です。交流集会やリフレッシュ事業等に参加してもらい、過去に介護体験のある人や現在、同じ境遇にある人達と話し合ったり、気分転換を図ることは、介護者にとって大きな支えや励ましになるとともに、ストレスの解消にも繋がります。

神栖市では、地域包括支援センターが不定期で交流会、リフレッシュ事業を開催しています。また、市内には以下のような介護者の会があります。

#### 介護者の会

【わかばの会】定例会：毎月第2金曜日 午前10時から12時

場 所：神栖市保健・福祉会館 ボランティアセンター

お問合せ：0299-93-0294（神栖社協）

なお、認知症高齢者を抱える家族からの相談に応じたり交流集会等を実施している団体

として「公益社団法人 認知症の人と家族の会」があります。

【公益社団法人 認知症の人と家族の会 茨城県支部】

場所：つくば市筑穂1-10-4 大穂庁舎3F 電話：029-879-0808

オ 相談窓口の紹介

虐待は、介護の問題のみによって発生する場合は少なく、介護の問題とそれ以外の財産や相続等の家族間の問題、貧困、借金や失業などの生活上の問題、そして精神的問題などが絡み合って虐待へと発展しやすくなります。

したがって、虐待を未然に防止するためには、介護の問題はもとより、それ以外の様々な問題についてもその解決に向けて、相談窓口の紹介を行うなどの支援を行います。

なお、各種相談窓口については、資料編にも掲載いたしましたので、ご活用ください。

カ 認知症サポーターの養成

虐待は認知症の人を介護している家庭に、発生のリスクが高いと言われています。認知症サポーターは、認知症の人の対応方法等、また、認知症の人を介護する家族の気持ちなどについて正しく理解している人たちです。神栖市では子どもから大人まで、対象者に応じた認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を暖かく見守る応援者を増やしています。

キ 認知症高齢者見守りSOSネットワーク

認知症高齢者等が徘徊した場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関と支援体制を構築し、対象者の安全の確保と家族等への支援を行います。

(2) 見守り等の実施

高齢者虐待を防止していくためには、要援護高齢者のいる家庭の見守り等を実施し、問題は生じてないか、介護負担が重くなっていないか、状況の変化はないかなどを日常的に確認し、虐待に発展する前に、その芽を摘むことが大切です。

そのためには、地域ケアシステムを活用して、保健・医療・福祉関係者や民生委員、行政区、近隣住民等によるケアチームを組み、要援護高齢者家庭が、地域で孤立しないよう、声かけや見守りを行い、高齢者本人の心身の状況の変化や介護者が体調を崩したなどの情報が速やかに相談窓口へ連絡され、迅速かつ適切な支援が行えるようにします。

当然ながら、見守りの強化が虐待の早期発見にも繋がります。

(3) 住民啓発の実施

ア 高齢者虐待についての意識の啓発

高齢者虐待は、特別な家庭のみで起きるのではなく、認知症の問題や介護疲れなどにより、どこの家庭でも起きうる問題であると考えられます。

しかしながら、多くの住民は、高齢者虐待への意識が低く、虐待をしていても虐待の認識がない状況にあることが、国等の調査結果でも明らかとなっています。中でも、介護放棄が虐待に当ると認識している人は、ほとんどいないのが実情ではないかと思われます。

したがって、虐待を防止していくためには、まず、広く住民に対して、どのような行為が虐待になるのか、なぜ虐待が起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなどの基本的事項を周知し、虐待防止の意識の高揚を図っていくことが第一歩となります。

イ 早期相談等の啓発

高齢者虐待の多くは、過度の介護負担による極度の精神的・肉体的疲労の中で発生しておりますので、介護保険制度の仕組みなどについて周知徹底するとともに、介護が必要になったときは、介護疲れになる前に早期に相談するよう啓発しておくことが重要です。

#### (4) 認知症に対する対応

##### ア 認知症に対する正しい理解

認知症は「病気」です。脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで「物忘れ」や「判断力低下」など、日常生活がうまく行えなくなる「脳の病気」です。

認知症が病気であると認識せず、適切な支援や医療を受けずに、「認知症による言動の混乱」に介護者が振り回され、介護疲れ等から虐待に至る事例も見られます。

また、認知症に対する介護者以外の家族・親戚の無理解や地域の偏見が介護者をさらに追い詰めることとなります。

高齢者虐待を未然に防止するためには、広く住民に対して、認知症についての正しい理解を普及することにより、地域全体で認知症高齢者を支える環境づくりを進めることができます。

##### イ 認知症高齢者と接する際の留意点

###### (ア) 信用してもらえる関係をつくる

地域社会とのつながりが弱くなっている状態にある認知症高齢者的人には、自分ごとに親身になってくれる人だと思われるよう、本人との信頼関係をつくっていくことが重要です。記憶力や理解力が低下していても、暖かい言葉をかけられたり、自宅を訪問されたりすると、言葉の内容はおぼえていなくても、よい対応を受けたという感情は残るものです。

本人が、「この人は自分の味方だ。自分をわかってくれる人だ。」と思うようになると、そこで初めて信頼関係が生まれてきます。信頼関係ができてから、現在の状態からどう変えていくのかの対応の段階に進むことができます。

###### (イ) 本人に関わる人を特定する

認知症高齢者は、記憶力の低下のため特定の人しか覚えられない傾向をもっています。このため、多くの人が入れ替わり立ち替わり関わって、本人に負担を強いてはいけません。かえって本人を混乱させ、状態を悪化させることになりかねません。

定期的に本人宅を訪問する、本人が安心して一緒にいられる信頼するキーパーソンを通じて、状況を把握したり生活を観察する体制をつくることが大切です。

##### ウ 介護家族の気持ちを理解する

認知症高齢者は、物忘れ、妄想、徘徊、介護拒否などの問題が生じやすいため、その介護にかかる精神的、肉体的負担の大きさは、計り知れないものがあります。

家族の誰かが認知症になったとき、誰しもショックを受け、とまどい、混乱に陥ります。その時期をできるだけ早く通り抜け、認知症高齢者の「あるがまま」を受け入れられるようになるためには、介護者の気持ちの余裕が必要です。

介護者の余裕は、認知症高齢者本人や家族に対する周囲からの理解や介護サービスの適切な利用などによって得られると考えられます。

介護者の心理的ステップ

とまどい・否定	「あんなにしっかりしていた人がまさか」 ・正面から現実を見ることにとまどいを覚える。
混乱・怒り・拒絶	・どう対応してよいかわからず混乱し、ささいなことに腹を立てたり叱ったりする。 ・身体的・精神的に疲労困憊し、「顔も見たくない」と拒絶感、絶望感に陥る。
諦め・割り切り	・怒っても仕方ないと割り切るようになる時期。
受容	・認知症の人の心理を介護者自身が自然に受け止められるようになる。